

質問書に対する回答

(工事名) 札幌自動車道 神威橋床版取替工事

質問事項と回答

番号	質問事項	回答
1	<p>特記仕様書 (P56) 24-13-1 の表について、昼夜連続規制の (規制時間※) 欄に「規制保守は 24 時間」と記載されておりますが、車線規制 (Ⅲ×1×0) には記載されておられません。一方で、発注図の交通規制標準図(1) (283/288) には、交通監視員 (交通規制工に含まれる) の記載があります。車線規制 (Ⅲ×1×0) においても「規制保守」は当初から含まれていると考えてよろしいでしょうか。</p> <p>また、規制保守をする交通監視員の交代要員について、「2 人の場合は交代要員 1 人」、「4 人の場合は交代要員 2 人」等をご教授願います。</p>	<p>車線規制 (Ⅲ×1×0) についても「規制保守」は含まれていません。</p> <p>交代要員については、御社の施工計画を踏まえて必要人数を計上してください。</p>
2	<p>特記仕様書 (P56) 24-13-1 の表の昼夜連続規制について、「Ⅳ×1×0×3」の規制日数は 3 夜 (4 日間) ではなく 2 夜 (3 日間) と理解してよろしいでしょうか。</p>	<p>規制開始初日の 6:00 から 3 日目の 0:00 までとなります。</p>

3	<p>金抜設計書 (P8) 番号 87, 89, 91 において、数量が 1 式となっておりますので、数量内訳をご教示願います。なお、発注図の数量総括表 (2) (2/288) にそれぞれ 87 番 120 日、89 番 340 人・日、91 番 340 人・日と記載がありますがこの通りでしょうか。</p>	<p>数量総括表に記載の数量については、本工事を実施するうえで最低限必要な数量を提示しているものですので、御社の技術提案及び施工計画に基づいて算出してください。</p>
4	<p>特記仕様書 (P6) 8-5 の表において、対面通行規制 (昼夜連続規制) が 68 日間と 71 日間となっています。一方、③にも記載しましたが、発注図の数量総括表 (2) (2/288) には 120 日となっております、参考図 (1/6, 2/6) では 67 回と 53 回で合計 120 回であります。どちらが正となりますか。</p>	<p>数量総括表に記載の数量については、本工事を実施するうえで最低限必要な数量を提示しているものですので、御社の技術提案及び施工計画に基づいて算出してください。</p> <p>なお、質問事項に該当する部分の入札公告 (説明書) P7 及び P9 の文言、特記仕様書 P6 8-5 に記載の予定時期及び作業可能日数に誤りがありましたので訂正公告をご確認ください。</p>
5	<p>発注図の交通規制標準図 (4) (286/288) において、規制説明事項に「自発光式回転灯 (受注者)」の記載がありますが、規制図には記載がありません。何個設置する計画かご教示願います。</p>	<p>規制図のとおりとなります。</p>
6	<p>発注図の交通規制標準図 (2~4) (284~286/288) において、照明設備 (全方位照明設備【バルーン】・看板照明・保安灯【ラバコーン装着用】) が必要と思われますが記載がありません。別途協議事項でない場合、計画数量及び種類をご教示願います。</p>	<p>照明設備については規制図のとおりですが、</p> <p>①看板照明については、交通規制標準図 (4) (286/288) の「対面通行規制に必要な標識」に設置することになります。</p> <p>②保安灯【ラバコーン装着用】については、ラバコーン 2 本につき 1 個設置することになります。</p> <p>③種類については御社の施工計画に基づいて計画してください。</p>

7	<p>入札公告（説明書）P9 技術提案③「評価項目ごとに各提案の評価値の合計を、求めた提案数で除して評価項目の評価値を算出する」とあります。求める提案①及び②についての求めた提案数は2でよろしいでしょうか。</p> <p>1 提案しか提案しなかった場合は、その提案の評価点を2で除して評価点を算出する、例えば、その提案が15点の場合、評価項目の評価値は15点/2=7.5点になるということでしょうか？</p>	そのとおりです。
8	<p>入札公告（説明書）P13 4行目～6行目に「NEXCO 東日本が優れた技術提案として認めた者のうち最も適正な価格であると認めた最終見積書を活用して契約制限価格の設定に反映させる方式をいう。」とありますが、契約制限価格の設定は下記の方法かご教示ください。</p> <p>①最も優れた技術提案が採用できるように、適正な価格と認めた最終見積書を活用して契約制限価格を設定する。</p> <p>②技術提案評価が「良」以上の優れた技術提案と認めた者のうち、最も安価な最終見積書を活用して契約制限価格を設定する。</p>	ご質問に記載の①となります。
9	<p>入札公告（説明書）P15 6-4. 低入札価格調査に「本件競争入札においては、入札者毎に低入札価格調査基準価格を設定しており」とあります。契約制限価格は上記質問の手順で設定されますが、低入札価格調査基準価格は入札者毎の最終見積書を活用して設定されるということでしょうか？</p>	そのとおりです。

1 0	<p>入札公告(説明書) P18 別紙1 随意契約条件の落札率の項目に、「後発工事には、本工事の落札率を考慮する。」とありますが、この落札率は、下記のどちらでしょうか。</p> <p>①入札者毎の最終見積書を活用して設定された工事価格で入札価格を除した値</p> <p>②質問2で設定された契約制限価格で入札価格を除した値</p>	<p>ご質問に記載の①となります。</p>
1 1	<p>入札公告(説明書) P10 求める提案③の評価基準は車線規制日数の短縮日数であるため、技術提案書に工程表の添付が必要と考えますが、添付資料に自由様式で記載すればよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
1 2	<p>特記仕様書 P6 8-5 連続規制による工事予定において、対面通行規制(昼夜連続)の作業可能日数に68日間と71日間の記載があります。一方、図面 施工工程表【参考図】では、対面通行規制が67日と53日の記載があります。求める提案③の短縮日数は、どちらの通行規制日数からの短縮日数を提案すればよろしいでしょうか？</p>	<p>入札公告 P10 に記載の評価基準に基づいて短縮日数を提案してください。</p> <p>なお、質問事項に該当する部分の入札公告(説明書) P7 及び P9 の文言、特記仕様書 P6 8-5 に記載の予定時期及び作業可能日数に誤りがありましたので訂正公告をご確認ください。</p>
1 3	<p>求める提案③の車線規制期間の短縮日数を提案するうえで必要なため、図面、施工工程表【参考図】に示されている各工種、細目ごとの日数および算出根拠をご教示ください。</p>	<p>施工工程表【参考図】については参考であり、各工種、細目ごとの日数については、積算基準類、工程作成の手引き(橋梁編)を参考に御社にて算出してください。</p>

14	<p>図面 施工工程表【参考図】には、『予備日』が神威橋、石倉橋それぞれ5日間あります。短縮日数を提案する場合に、予備日を短縮する提案は可能でしょうか。</p>	<p>『予備日』を短縮する提案は可能ですが、入札公告（説明書）P10に記載の評価基準に基づいて評価します。</p>
15	<p>特記仕様書 P5 8-2 作業期間に関して、対面通行規制期間には制限がないため、土日祝日も作業可能と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>土日祝日の作業の考え方については土木工事共通仕様書 1-13 に記載のとおりです。</p>
16	<p>説明書 P9 技術提案書の評価について 床版取替の施工に伴う対面通行規制期間「令和4年度春季：5/9～7/15まで」、「令和4年度秋季：8/22～10/31まで」（標準案）とありますが、対面規制準備のための車線規制は5/8以前と8/21以前に行うのでしょうか。</p>	<p>対面規制準備のための車線規制のうち連続規制については、床版取替の施工に伴う連続規制による工事予定時期「令和4年度春季：5/9～7/15まで」、「令和4年度秋季：8/22～10/31まで」に実施します。 なお、質問事項に該当する部分の入札公告（説明書）P7及びP9の文言、特記仕様書 P6 8-5 に記載の予定時期及び作業可能日数に誤りがありましたので訂正公告をご確認ください。</p>
17	<p>説明書 P10 技術提案の評価基準について 車線規制日数の短縮日とは、神威橋と石倉橋の削減日数の合計と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>
18	<p>説明書 P10 技術提案の評価基準について 車線規制日数の短縮日数の基準となる規制日数は、対面通行規制前後の切替準備作業のための車線規制（特記仕様書 P6 の3日間と5日間）を含まない日数と考えてよろしいでしょうか。</p>	<p>そのとおりです。</p>

19	説明書 P13 5-1(2) 契約制限価格の設定について 契約制限価格の設定に反映される最終見積書は公表されるのでしょうか。	公表いたしません。
20	説明書 P13 5-1(2) 契約制限価格の設定について NEXCO 東日本が優れた技術提案として認めた者とは技術評価点が最高得点の者ということでしょうか。	そのとおりです。
21	説明書 P13 P15 契約制限価格と低入札価格調査基準価格について 契約制限価格は入札者に共通で設定されるが、低入札価格調査基準価格は入札者毎に算出されるということでしょうか。	そのとおりです。
22	説明書 P18 別紙 1 随意契約条件について 本工事に係る技術提案の考え方は、後発工事に係る技術提案に踏襲されることを条件とする。とありますが、今回の技術提案内容が履行義務として継続契約工事にまで継続するのでしょうか。	そのとおりです。
23	設計図にはクレーンが示されていませんが、現状の石倉橋の橋面上にクレーンが載って作業が可能でしょうか、あるいは桁補強後なら可能なのでしょうか。また、載れる場合は何 ton まで作業可能でしょうか。	桁補強後に橋面上にクレーンをのせて作業が可能となります。 160 t オールテレーンクレーンで作業が可能です。 詳細は閲覧資料をご確認下さい。

以 上